

平成 30 年 9 月 7 日

桜川市長 大塚 秀喜 様

桜川市新庁舎建設検討委員会

委員長 吉田 勉

答 申 書

平成 29 年 9 月 21 日付け桜企第 55 号 桜川市新庁舎建設に係る審議（諮問）については、これまで 6 回の検討委員会を開催するとともに先進事例視察を実施し、諮問の項目ごとに、新庁舎の機能、位置、建設方法、建設時期、その他新庁舎建設に必要なこと、について検討してまいりました。

その結果を諮問の項目ごとに以下のとおりまとめましたので、桜川市新庁舎建設検討委員会の答申といたします。

記

諮問事項 1：新庁舎の機能

新庁舎の整備では、現在の分庁舎方式が抱える問題点や課題について検討した結果、次の意見にまとめられました。

- (1) 新庁舎は本庁舎方式とし、本庁舎とは別に支所を置くこと。
- (2) 新庁舎は 3 つの基本方針で整備すること。
 - ①防災拠点として機能する庁舎
 - ②市民サービスの向上を目指した庁舎
 - ③シンプルで機能性と経済性に優れた庁舎

諮問事項 2：新庁舎の位置

- (1) 新庁舎の位置については、防災性、住民の利便性、経済性、行政機能の面から総合的に検討した結果、以下の点で他の候補地より優れている大和庁舎敷地を中心とした周辺の市有地が適当と考えます。

- ①防災性の面で、河川から離れており、高台にあり、地盤が強固であること。

- ②住民の利便性の面で、地理的に市の中央であるため、どの地区の住民も使いやすく、集まりやすいこと。
- ③経済性の面で、市有地が集積し、建設時のコストが抑えられ、また、耐震診断された既存の施設が再利用できること。
- ④行政機能の面で、職員が市内のどの地区にも行きやすいこと。

諮問事項 3：新庁舎の建設方法

(1) 新庁舎の規模

新庁舎の規模については、総務省「起債事業費算定基準」による算定によると約 9,000 m²、国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」による算定によると約 9,200 m²、他団体の先行事例を基にした算定によると約 11,290 m²程度が必要であると算定されました。

なかでも施設整備の基準となる国土交通省「新営一般庁舎面積算定基準」が、固有業務面積として議会機能、防災機能、保管機能等の業務面積を独自に算定しており、より実情に合った算定基準と考えられますが、算定値の中の会議室面積 161.7 m²は、現在の 3 庁舎分の合計会議室面積のわずか 17.5%という状況です。この会議室面積を現在の 3 庁舎会議室合計面積 920 m²の 2 分の 1 である 460 m²と置き換えると、新庁舎面積は 9,494 m²と算定されます。

この算定結果を踏まえたうえで、現在の 3 庁舎の合計床面積が 9,420 m²であり、業務スペースが確保されていることや、基本方針の「無駄を省いたシンプルな庁舎とすること」等の意見を基に協議した結果、必要な床面積は 9,500 m²程度としました。ただし、既存庁舎の一部（3 階建部分 1,000 m²）を再利用することから、新庁舎として建設する床面積は 8,500 m²程度が必要となります。

(2) 新庁舎の構造

新庁舎の具体的な建設については、R(鉄骨)造及びRC(鉄筋コンクリート)造が考えられ、構造については免震構造及び耐震構造が考えられますが、これらについては、専門的な知識を有する者の意見を参考に決定する必要があると考えます。

(3) 新庁舎のゾーニング

大和庁舎敷地を中心とした周辺の市有地を建設敷地として検証した結果、床面積 8,500 m²程度の庁舎建設は可能と考えられます。具体的には今後の基本設計等のなかで十分に検討されるべきと考えます。

(4) 新庁舎建設の財源

新庁舎建設事業については、新市建設計画の中で合併特例債事業に位置付けられていることから、合併特例債を有効に活用することが妥当と考えます。

諮問事項 4：新庁舎の建設時期

- (1) 新庁舎の建設については、老朽化した現存庁舎の状況等を踏まえると、なるべく早期の建設が望ましいと考えます。また、合併時の協定項目の中で「新市建設計画期間内(平成 37 年度迄)に建設する」と定められており、その期間内であれば合併特例債を有効に活用できることから、新市建設計画期間内に建設することが望ましいものと考えます。

諮問事項 5：その他新庁舎建設に必要なこと

- (1) 支所は岩瀬地区及び真壁地区にそれぞれ設置し、住民票や税証明等の交付、書類の受付等を行うものとし、極力少ない職員の配置により効率的な執行に努めるべきと考えます。
- (2) 本庁舎、支所とも、その施設整備に当たっては、より効率性、経済性を徹底して取り組むべきものと考えます。
- (3) 新庁舎の建設に当たっては、周辺の施設・土地について経済性等を考慮して有効な利活用に努めるべきものと考えます。

添付資料：桜川市新庁舎建設検討委員会検討内容報告書